

## (9) 低開発地域工業開発地区等

### ①低開発地域工業開発地区

(平成29年4月1日現在)  
低開発地域工業開発促進法(昭和36年11月13日法律第216号)

名 称	区域指定年月日	指 定 区 域
宇 和 島 八 幡 浜 大 洲 地 区	昭和37年9月15日 総理府告示第35号	宇和島市(旧宇和島市及び吉田町区域)、八幡浜、大洲市、(旧大洲市及び旧長浜町区域)、西予市(旧明浜町、旧宇和町及び旧三瓶町区域) (注) 八幡浜市、西予市(旧宇和町及び旧三瓶町)は、昭和38年10月21日総理府告示第40号により追加指定。 西予市(旧明浜町区域)は、昭和40年3月31日総理府告示第7号により追加指定。

### ②半島振興対策実施区域

(平成29年4月1日現在)  
半島振興法(昭和60年6月14日法律第63号)

名 称	区域指定年月日	指 定 区 域
佐田岬地域	昭和61年3月31日 総理府告示第8号	八幡浜市、伊方町、西予市(旧三瓶町区域)

# 低開発地域工業開発地区指定地域 及び半島振興対策実施地域

(平成29年4月1日現在)

